

一般社団法人神奈川県剣道連盟 総務委員会女性部会規則

(設置目的)

第1条 本法人の事業実施における、女性剣士の増加と活躍に資するために本部会を総務委員会内に設置する。

(所掌)

第2条 本部会は次の事項を所掌する。

- (1) 女性剣士の剣道実技、段級位審査能力、試合審判能力向上のためにいかなる方策が必要、有効かを策定する。
- (2) 年間を通じて、女性剣士のための講習会、稽古会実施計画策定
- (3) 県女子剣道大会、母子大会における大会運営と審判主任、審判員配置、実行委員長の選定を含む計画策定
 - ・同大会における審判長、大会委員長への要望等策定を含む
 - ・(1)、(2)策定にあつては、大会委員会、審判委員会、普及・指導委員会との打合せをおこなう
- (4) 本部会に関する予算案の作成
- (5) 前各項を幹部会議へ報告し、承認をえたのち、決定とする
- (6) 各事業実施後の検討と検討内容を含む事業記録の作成
- (7) 前項の記録は委員会記録とともに保存する

(委員)

第3条 部会に次の委員を置く。

- (1) 部会長 1名
- (2) 委員 若干名(うち1名は幹事兼任)

第4条 部会長は会長が幹部会議の議を経て選任し、理事会の承認を受け、会長が委嘱する。

- 2 部会長は常任理事とする。
- 3 委員は部会長が会長と相談の上、会員より選任し、幹部会議の議を経て、会長が委嘱する。
- 4 部会長の解任は理事解任方法による。
- 5 部会長以外の委員解任は理事会の了承を得て会長がおこなうことができる。

(任期)

第5条 部会長及び委員の任期は、委嘱日より開始し、当法人理事の任期と同じく終了する。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第6条 会議は、部会長が招集して、その議長となる。

- 2 部会の議事は、委員の合意により決定する。
- 3 部会長が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

- 4 第2条以外の事案等を検討する場合はあらかじめ会長の了承を得る。
- 5 部会長は各委員会、事務局に対し、必要な資料等の提出を求めることができる。
- 6 この規程に定めるもののほか実施に関し必要な事項は、総務委員長と相談の上、部会において定める。

(事務局の協力体制)

第7条 次の事項については事務局の協力を得る。

- (1) 関連大会等実施における支部への協力要請
- (2) 関連大会等実施に際しての事務的な事業部分
- (3) 関連大会等プログラム作成
- (4) その他委員長の要望事項

(議事録)

第8条 議事録の作成は幹事が担当する。

- 2 議事録には別表事項につき記載する。
- 3 議事録は作成時に出席者全員の確認を得なければならない。
- 4 議事録作成後ただちに会長、専務理事、事務局長あてに電子的に送付しなければならない。
- 5 専務理事は議事録を幹部会議メンバーに周知する。
- 6 事務局長は送付された議事録を電子的に10年間保存する。
- 7 議事録要旨を理事会において報告するほか、本法人HPに公開しなければならない。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(別表)議事録記載事項

- (1) 委員会開催日時、場所および出席者全員の氏名。
- (2) 議事事項、経過の要領及びその結果。
- (3) 決議を要した事項について、およびその結果。
- (4) その他特に詳細な記載が必要と議長が判断した事項。
- (5) 議事録作成者氏名

附 則

この規則は、令和7年4月1日より施行する。